





議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について番号1につきましては今回は取り下げいただき、来月以降の上程を予定しております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は住宅建設用地となっております。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第2号1番につきまして10番の藤岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人が今回村内へ移住をされることで個人住宅が計画されており、転用所有権移転有償ということで、譲渡人との間で契約が結ばれております。何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
12番	<p>議案第2号3.4番につきまして12番の古澤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。3番と4番は同じ関連ですので同時に説明いたします。3番の申請地に今回個人住宅が計画されておりその進入路として4番の議案が上程されております。排水同意等周辺地域の説明は済んでおり転用所有権移転有償ということで何ら問題は無いと思われれます。ご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号10番までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年、相続権者同意書有りです。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の10年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の5年です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 一括方式 となります。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>以上、新規案件 10件ご審議よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議となりますが、番号3、4につきましては、私の案件となりますので、ここで、議長を職務代理者の友岡委員にお願いしたいと思います。</p> <p>ここで、一旦、退席いたします。</p> <p style="text-align: center;">(会長退席)</p>
職務代理者	<p>それでは、会長に代わり、議事を進行いたします。</p> <p>議案第3号、「経営基盤強化促進法による許可申請について」</p> <p>番号3、4につきまして、地元議員より説明をお願いいたします。</p>
19番	<p>議案第3号番号3.4番について19番北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は3.4番ともに議案書記載のとおりです。</p> <p>3番ですが譲渡人は病気をされておられ、ご高齢のために農地の耕作が出来ずに耕作者を探されておられ、地域で担い手農家として農業を営む、譲受人と使用貸借10年の契約が結ばれます。</p> <p>4番につきましても譲渡し人は村外に住まわれており、耕作が出来ないので、以前から耕作の契約がされた譲渡し人と、今回正式に使用貸借5年の契約が結ばれます。何ら問題無いと思われまます。ご審議ください。</p>
職務代理者	<p>はい、ありがとうございます。地元議員の説明が終わりましたので、審議をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
職務代理者	<p>議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
職務代理者	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号3番.4番は原案どおり可決致します。</p> <p>以上で、会長に関する審議を終えましたので、会長に議長をお戻しいたします。</p> <p style="text-align: center;">(会長着席)</p>
会長	<p>審議ありがとうございました。それでは、引き続き、議事を進行いたします。</p> <p>議案第3号、「経営基盤強化促進法による許可申請について」</p> <p>番号1、2及び番号5から番号10につきまして、地元議員より説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第3号番号1番について6番加藤が説明します。</p> <p>譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されていまして、地域で</p>

	<p>新規就農され担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の10年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
11 番	<p>議案第3号番号2番について11番今村が説明します。</p> <p>譲渡人は地域で大規模な農業を営まれており、将来の農業担い手に農業指導をされる方でもあり、今回、農業指導をしております譲受人へ新規就農の支援の為、農地の一部を貸し出され、担い手として今後活躍していただく譲受人と、賃借権設定の5年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号5番から番号10までを事務局が説明します。</p> <p>番号5番につきましては、譲渡人が県外にお住まいで、農地の管理・耕作を出来ない事から、農地中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地区内で農業を営んでおられ、地域の担い手農家として更なる規模拡大をされております。場所は [REDACTED] 周辺農地です。</p> <p>番号6番から番号10番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。</p> <p>譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。</p> <p>番号6番は [REDACTED] 農地で、譲渡人が村外に住まれ農地の管理・耕作が出来ない事から、地域で畜産業を営み規模拡大を図っておられる譲受人と売買契約がなされます。場所は [REDACTED] 農地です。</p> <p>番号7番から10番は立野地区の農地で基盤整備が予定されている場所です。</p> <p>譲渡人が村外に住まれる等、農業ができず耕作が出来ないので、地域で農業を営み、経営規模を拡大される譲受人と売買契約が結ばれます。場所は [REDACTED] 農地です。</p> <p>何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>何もなければ、それでは議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1、2及び番号5から番号10につきまして、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、10月の総会の日程を決めておきたいと思います。10月10日 火曜日 10時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いた</p>

	<p>いと思いますのでよろしくお願い致します。その他で委員さんから何かございませ んか？無いようですので、事務局から何かございせんか？</p>
事務局	<p>総会終了後の(株)クマモト敬和によるハーブ作付け農場の現地確認。 (午前 10 時 45 分現地集合 久木野地区 駐在所より南側農場) 農地利用最適化活動の日誌提出のお願い。 農業新聞の申込書未提出者への提出お願い。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 3 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でござ いました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 10時30分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年10月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

6 番

---

議事録署名委員

7 番

---